



# 引っ越しガイド

引っ越し時に行う主な手続きについて紹介します。本誌30ページも併せてご覧ください。また、区役所での手続き一覧を、**区役所1階⑤**にご用意しています。

手続き項目		窓口	北区(札幌市内)→市外	区内・北区→他区(札幌市内)
<b>住所など</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">詳細</span> 戸籍住民課・篠路出張所				
住所異動		区役所1階⑤ 篠路出張所	引っ越し前 転出届 → 引っ越し後 14日以内に転入手続き <b>必要なもの</b> 届け出人の本人確認書類(運転免許証・健康保険証など) ※転入・転居の手続きの際は、新住所の住居表示(○番○号)または番地(○番地○)、アパート・マンションの名称、部屋番号などを確認してから手続きしてください	引っ越し前 不要 → 引っ越し後 14日以内に新住所地の区役所に <b>転入・転居届</b> <b>必要なもの</b> 届け出人の本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)
印鑑登録			不要(転出届により自動的に登録抹消)	不要(転入・転居届により新住所で登録継続)
転校(小・中学校)			引っ越し前 不要 → 引っ越し後 新住所地の窓口で手続き <b>必要なもの</b> 現在の学校の在学証明書	引っ越し前 不要 → 引っ越し後 転入・転居届の際に在学証明書を提示 → 発行された入校票を新しい学校へ提出 <b>必要なもの</b> 現在の学校の在学証明書
<b>国民健康保険・国民年金など</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">詳細</span> 保険年金課				
国民健康保険		区役所1階⑨	引っ越し前 1階⑤で転出届後に脱退手続き → 引っ越し後 14日以内に加入手続き <b>必要なもの</b> 国民健康保険証	引っ越し前 不要 → 引っ越し後 新住所地の区役所で保険証を差し替え <b>必要なもの</b> 国民健康保険証
介護保険			引っ越し前 被保険者証の返還および要介護認定を受けている方に <b>受給資格証明書</b> 発行 → 引っ越し後 新住所地で加入手続き <b>必要なもの</b> 被保険者証	引っ越し前 不要 → 引っ越し後 新住所地の区役所で保険証を差し替え <b>必要なもの</b> 被保険者証
後期高齢者医療保険			引っ越し前 被保険者証の返還(道外に引越される方に <b>負担区分等証明書</b> 発行) → 引っ越し後 新住所地で加入手続き <b>必要なもの</b> 被保険者証	不要(引っ越し後、約1週間前後で新しい保険証が郵送されます) → 同封する返信封筒で古い保険証を返送
国民年金	加入者(第1号被保険者・任意加入者)	区役所1階⑧	新住所地で要確認	不要(転入・転居届により自動的に新住所に変更)
	受給者	手続き	新住所地を管轄する社会保険事務所で住所変更手続き	
<b>各種手当・福祉サービスなど</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">詳細</span> 保健福祉課				
児童手当		区役所1階⑭	引っ越し前 <b>受給事由消滅届</b> → 引っ越し後 新住所地で新たに手続き	不要(転入・転居届により自動的に新住所に変更)
児童扶養手当・特別児童扶養手当			引っ越し前 不要 → 引っ越し後 新住所地で住所変更手続き <b>必要なもの</b> 手当証書	引っ越し前 不要 → 引っ越し後 新住所地の区役所で住所変更手続き <b>必要なもの</b> 手当証書
医療費助成(子ども・重度心身障害者・ひとり親)			引っ越し前 受給者証の返還 → 引っ越し後 新住所地で新たに手続き <b>必要なもの</b> 受給者証	引っ越し前 不要 → 引っ越し後 新住所地の区役所で住所変更手続き <b>必要なもの</b> 受給者証
障害者自立支援		区役所2階⑧	引っ越し前 障害程度区分認定を受けている方に <b>障害程度区分認定証明書</b> 発行 → 引っ越し後 新住所地で加入手続き <b>必要なもの</b> 受給者証	引っ越し前 不要 → 引っ越し後 新住所地の区役所で住所変更手続き <b>必要なもの</b> 受給者証
特別障害者手当・障害者福祉手当・福祉手当			引っ越し前 不要 → 引っ越し後 新住所地で新たに手続き <b>必要なもの</b> 印鑑	引っ越し前 不要 → 引っ越し後 新住所地の区役所で住所変更手続き <b>必要なもの</b> 印鑑・身体障害者手帳または療育手帳・預金通帳(振込先変更の場合)
身体障害者手帳・療育手帳			引っ越し前 不要 → 引っ越し後 新住所地で住所変更手続き <b>必要なもの</b> 身体障害者手帳・療育手帳	引っ越し前 不要 → 引っ越し後 新住所地の区役所で住所変更手続き <b>必要なもの</b> 身体障害者手帳・療育手帳
敬老手帳・敬老優待乗車証・福祉乗車証・タクシー利用券・自動車燃料助成券・福祉割引ウィズユーカード		区役所2階⑨	引っ越し前 それぞれ返還 <b>必要なもの</b> 敬老手帳・敬老優待乗車証・福祉乗車証・タクシー利用券・自動車燃料助成券・福祉割引ウィズユーカード	不要(敬老手帳の住所は、ご自分で書き換えてください)
<b>市税</b> <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">詳細</span> 課税課				
個人市民税		区役所2階⑤	手続き 不要(転出届により自動的に新住所に変更)	
固定資産税		区役所2階①		
原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の登録		区役所2階④	引っ越し前 <b>廃車届</b> → 引っ越し後 新住所地で新たに登録 <b>必要なもの</b> 印鑑・標識交付証明書・本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)・ナンバープレート	不要(転入・転居届により自動的に新住所に変更)